

タイトル

営業時間短縮要請期間の延長にかかる協力金  
関連予算を追加しました

長崎県が実施している営業時間短縮要請期間の延長にかかる協力金を追加した総額7,527万2千円の補正予算を、8月20日付け専決処分しました。

補正予算の内容は、次のとおりです。

#### 営業時間時短要請協力金

要請期間：(第2期)令和3年8月24日(火)～9月6日(月)

要請内容：飲食店等の営業時間を午後8時までに短縮  
(酒類の提供は午後7時まで)

※「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の  
認証店は、営業時間を午後9時までに短縮  
(酒類の提供は午後8時まで)

協力金：要請期間中のすべての日において、時短要請に  
協力した店舗を対象に協力金を支給

支給額：25,000円～75,000円

詳細は、令和3年度南島原市補正予算(第6号)の概要を  
ご覧ください。

担当部署	総務部 財政課	担当者	米田 伸也
直通	0957-73-6625	E mail	<a href="mailto:zaisei@city.minamishimabara.lg.jp">zaisei@city.minamishimabara.lg.jp</a>
詳しくは ☎			
担当者 連絡先			

## ◎令和3年度南島原市一般会計補正予算(第6号)の概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、長崎県が令和3年8月19日で県下の感染段階をステージ5に引き上げ、県下全域に県独自の緊急事態宣言を発令し、飲食店等に対する営業時間の短縮要請を9月6日(月)まで延長したことに伴う新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金事業に関する必要な経費を計上いたしました。

### ①新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の

支給に要する経費

7,527万2千円

その結果、令和3年度第6号補正予算の総額は、

一般会計 7,527万2千円

で、これを現計予算と合算すると、

一般会計 304億6,628万1千円

となります。

## 新型コロナウイルス感染症対策関連経費

### 一般会計

単位：千円

区分	件数	予算額	国費	県費	地方債	その他	一般財源
時短協力金	1	75,272	3,502	71,770			0
合計	1	75,272	3,502	71,770	0	0	0

### ◆事業継続支援に要する経費

75,272千円

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金 75,250千円

事務費 22千円

飲食店などへの営業時間短縮要請期間が9月6日(月)まで延長されたことにより、要請に応じた飲食店等へ協力金を支給する。

〈対象施設〉

食品衛生法の営業許可を受けている飲食店及び遊興施設で、以下の要件を満たすもの

- (要件)・要請期間のすべての期間において時短を実施
- ・営業時間短縮要請日以前から対象店舗を運営
- ・通常から20時を超えて営業

〈要請期間〉

第2期：8月24日(火)～9月6日(月) 14日間

〈支給額〉

中小企業：売上高に応じて1日2.5万円～7.5万円

大企業：売上高減少率額に応じて1日最大20万円

(中小企業も選択可能)